

高橋けいすけ 県議会報告

5号
2008年8月1日

発行人/高橋啓介県議会議員
自宅/山形市高堂1-5-20-3
☎023-643-4847
県議会山形県民クラブ執務室
☎023-630-3211

会
例
定
告
議
報
6
月
報
会
会
号

真相が明らかにされない副知事の辞任

後藤副知事が任期半ばにして突然辞任…。7月3日に追加提案されましたが、辞任の理由が明らかにされませんでした。情報の公開並びに透明性を旨とする齋藤県政が「何故」辞任の理由を明らかにしないのか非常に不可解です。少なくとも、後藤副知事就任に当たっては国の人事で山形県に着任した訳ではなかった筈です。そして後藤副知事も、副知事2人制の議論の経過を重視して山形県のために精力的に努力する話を伺っていました。特に、県内の観光面では大変な活躍を戴ってきておりました。そんな副知事の努力が認められつつある中で、県民の皆さんからも「何故辞めるの」と聞かれても答えようがありません。後任の人事を否定する訳ではありませんが、辞任の理由も説明されず「はい 解りました」では、議会が人事案件に同意する重みもチェック機能も無いに等しいものになってしまいます。仮に、この度の人事が国主導で行われたとすると副知事のポストが「天下り」のポストになってしまった事になります。そんなことになれば、県の立場はどうなるのでしょうか。

「全員野球」を目指すと言う齋藤知事。女房役の副知事が辞任した背景に何があったのでしょうか。知事の任期も半年足らずになっており、その事を踏まえても本当に不可解です。

議決に際しては、納得できる現状にありませんので議決の場には出ないで退席させて戴きました。



本議会で一般質問を行う高橋県議

昨年の6月議会に引き続き、2回目の一般質問を行いました。この度は、4点についてお伺いいたしました。

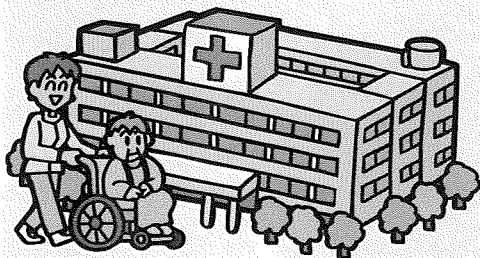
高齢者の将来不安の解消策について

高橋県議 国の社会保障費が2,200億円減額され、高齢者の生活を締め付け介護や医療の現状も後退してきている。県内における特別養護老人ホームの入所待機者は、7,000人を超え、改善策が示されていない。24時間の訪問介護や地域医療との連携等、トータル的な介護の対応策についてどう考えるのか伺いたい。

(答弁) 議員ご指摘のとおり、主治医や訪問看護ステーションとの連携などが重要であり、県としては、適切なサービスが受けられるよう、ケアプランを作成するケアマネージャーの研修の充実強化を図ってまいります。さらに、本年度の山形県介護保険事業支援計画策

定の中で、市町村等の意見を伺いながら施設整備などサービス提供体制のあるべき姿を検討するとともに、国に対しても制度の充実や質の高いサービス提供に不可欠である優良な人材を確保できるよう要望してまいります。

高橋県議 第5次山形県保健医療計画に示された既存病床数よりも基準病床数が少なく設定された。特に、精神病床は既存病床数よりも1,087床少なくなり、また現在総務省で進めている公立病院改革のガイドラインは、経営難や医師不足を理由に中核病院の育成と周囲の公立病院の縮小、そしてこれらの不安に更に追い討ちをかけたのが今年4月からスタートした後期高齢者医療制度。リスクの高い高齢者だけを切り離して成り立つ道理は本当にあるのか。



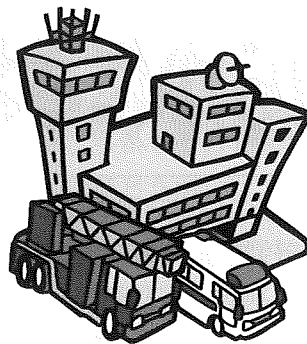
更に、従来の住民健診のやり方が見直されたり、人間ドックの助成措置が廃止されたり、「早期発見・早期治療」を呼びかけてきた国が、高齢者へは逆の対応をしている。子どもと同居した場合、保険料が高くなるケースもある。これらの現状からしても、制度の改善を強く求めるべきではないか。高齢者の健康保持を含めた本県の対応策について伺いたい。

(答弁) 議員ご指摘のとおり、人間ドックへの助成を廃止した市町村も一部ありますが、医学的な健診だけでなく、生きがいづくりや介護予防などの観点も重要であると言われており、本県並びに市町村において各種事業が実施されており、高齢者の健康保持に向けた取り組みは充実しているものと認識しております。

また、所得の少ない被保険者に係る均等割額の軽減措置につきましては、与党において、軽減判定を個人単位で行うことについて、他制度との関連も含めて引き続き検討されており、動向について注視してまいります。

消防の広域化について

高橋県議 「市町村財政が厳しく消防予算の確保が困難な状況にあり、その中で消防施設の耐震化、老朽化による庁舎整備や保有する消防車両、資機材の老朽化に対応した計画的な更新が困難である」との現状を踏まえれば広域



化のメリットはあるのか。また、広域化の前提として現在ある消防署所は減らすことなく現状維持で推移をするということだが、将来とも存続が確約出来るのか。

(答弁) ご指摘のとおり、市町村の財政状況が逼迫し厳しい状況になっております。

このため、県といたしましては広域消防の理念と目的、その実現に向けた「本来あるべき消防のあり方」が検討されるよう今後とも積極的に指導、助言してまいります。

また、消防署所の配置等につきましては、長期的に、消防力を確保し、県民の安全安心が図られるよう努めてまいります。

区割りにについて

高橋県議 県内の区割りで新たなものとして、置賜地域は3市5町で1ブロック。村山地域にあっては、7市7町で1ブロック。兼務体制の問題更には、本県全体の消防人員を踏まえても、東北の各県と比較して現在でさえ500人規模の隊員が少ない現状にある。平成24年度までは、村山地域にあっては西村山広域行政事務組合はそのまま存続し、北村山と東南村山の3地域で進めてはどうか。

(答弁) 消防広域化の圏域につきましては、この間、検討委員会、各市町村長と協議を重ねた結果、日常生活圏、医療圏、救急患者の搬送体制等が5地域毎に完結していること、道路交通網が整備されていること、また、段階的な広域化では、設備費等が二重投資となることから5ブロックと決定したところであります。

県といたしましては、平成25年3月までの消防広域化の実現に向け、村山・置賜地域の協議の進行状況を踏まえ、適宜、市町村間の調整、情報提供、県民及び関係機関への普及啓発など、最大限の支援を行ってまいります。

自治体発注業務における改善策について

高橋県議 「公平・公正」の建前から一般競争入札が拡大され、公共事業の減少に伴って入札価格も大幅にダウンしている。また、庁舎管理や清掃業務等の委託についても毎年のように委託料が切り下げられるのが当たり前になってきている。公共工事設計労務単価も毎年下がっている。過度の低価格入札などにより労働安全衛生法が遵守されず事故の危険性も増し、更に賃金が切り下げられ社会保険を掛けなかったり、有休も与えられずまさに法違反を余儀なくされる環境にある。

こうした中、今定例会に「山形県公共調達基本条例」が提案されたが、その趣旨を伺いたい。

(答弁) 現在、入札契約制度を巡っては、議員御指摘のように、過度な低価格入札がさらに進み、収益性や労務単価等の著しい低下をきたし、品質の低下も危惧される状況にあります。

今回提案致しました「山形県公共調達基本条例」は、このような状況も踏まえ、基本理念として、「不正行為の排除の徹底・公正な競争の促進」等に加え、「品質及び価格の適正」を考慮すべき、としております。また具体の入札契約に当たっては、法令の遵守状況や労働者の安全衛生に対する取組み、さらには社会貢献活動についても評価し、反映するように配慮しなければならない、と規定致しております。

議員がふれられた公共事業分野の労務単価については、低入札価格調査基準価格の引き上げや失格数値基準の導入などの低入札対策を徹底して強化していくとともに、国に対しても、その算出法の改善について、引き続き、強力に働きかけることで、その改善に全力を挙げてまいります。

高橋県議 「指定管理者制度」も同様の状況にある。契約年数が3年もしくは5年で、腰を落ち着けて仕事に精を出す環境にない。将来不安を抱かない環境をどう作り出すのか。運用面で考えるべきと思うがどうか。

(答弁) 本県では平成18年度より本制度を導入し、現在、133施設を対象としております。議員もご指摘のように、県の委託業務について、雇用環境や労働条件等に問題が生じ、その結果として、サービス提供に弊害が出ることは決して望ましいものでないことは言うまでもありません。

こうした観点から、昨年度、全ての指定管理施設を対象に制度運用面の課題等について検証したところでした。そして、その結果を踏まえ、一部の施設で指定期間を延長することとしました。また、施設所管課と指定管理者との密接な意見交換を制度化し、労働法制をはじめとした法令の遵守を徹底する仕組みを導入したところでした。今後とも、適切な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

特別支援教育の今後の進め方について

高橋県議 文部科学省も障がい児教育の方針を大きく転換し障がい者と健常者が一緒に授業を受けさせる方向になってきた。また、障がいを持っている方々の懸命な生き方は「生命を大切にする」実践の生きた教育でもある。この制度がスタートして間もないこともあるが、特別支援教育に係わる教員の人的配置や多忙さの解消を含め学校現場における今後の対応はどうか。

特別支援教育とは、これまで日本における障がいの教育は、盲学校や聾学校そして養護学校などの特殊教育諸学校と小中学校における特殊学級及び通級による指導で行われ、健常者と障がい者を分離して長い間教育が行われてきました。しかし、国際的な基準では日本の「分離・別学」教育は時代遅れになっており、OECDや世界銀行でさえも批判的で、国連・子どもの権利委員会においても是正すべきであるという勧告が出されてきました。世界的にはノーマライゼーションの思想が普及し、また、1994年(平成6年)6月10日にスペインのサラマンカにおいて「全ての児童が通常の教育の場でわけ隔てられる事なく、自分の個別

的ニーズにあった教育（インクルージョン）を受けけることを国が保障すること」を確認したサラマンカ宣言が採択されました。そして、2006年12月13日に「障害者権利条約」が全会一致で採択されております。

（答弁）現在、発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しており、学級担任一人では対応しきれない状況も生じております。

県といたしましては、市町村に対して、適切な就学指導や特別支援教育支援員の配置を働きかけ、国に対しても、特別支援学級の編制基準の改善やLDやADHD等の障がいのある児童生徒のための教員の増員を要望してまいります。

特別支援学校における改善策について

高橋県議 今年の4月から村山特別支援学校として本校と楯岡校が同時に開校されたが、寄宿舎については設置されなかった。「居住地の近く」と言う方針で寄宿舎がガマンさせられ、あるいは



経済的負担を強いられるなら、障がい者の人権も更に特別支援教育

の本来の目的も大きく後退してしまう。本来、寄宿舎はどうあるべきなのか。これまでの寄宿舎の成果を踏まえた答弁を。

（答弁）寄宿舎は、身辺処理の自立、集団生活への適応等において一定の役割を果たしてきております。

このたび開校しました村山特別支援学校は、「自宅から通学できる学校を」という保護者の意向も考慮し、「通学を基本とする学校」という方針により、本校・楯岡校二つの校舎で寄宿舎のない特別支援学校として整備したところであります。

特別支援学校の配置は、「居住地にできるだ

け近く整備する」という方針を基本としながら、今後の寄宿舎の改編・整備について調査研究をしてみたいと考えております。

高橋県議 大半の寄宿舎は、クーラーもない中で過ごさざるを得ない状況にある。更に、毎年の予算削減により冬期間の暖房もままならない環境となっている。加えて灯油の高騰で大変な現状を迎えようとしている。現場の声をしっかり受け止めた対応が望まれていると思うがどうか。

（答弁）特別支援学校の寄宿舎へのエアコン設置につきましては、夏季休業中の約1か月間は児童生徒が不在となることから、これまでは、特別の事情を考慮して、一部の部屋や談話室等に設置しております。なお、静養機能が求められる学校の保健室や一部の教室にも設置しております。今後とも整備に当たっては、学校の実態を踏まえながら、児童生徒の個々の健康状態や特殊な事情等を考慮して設置することが基本になると考えております。

また、燃料費高騰が続いている中、冬期間の暖房への影響が懸念されるところであります。児童生徒の健康を第一に考え、適切に対応してまいります。

高等部の受け入れ体制について

高橋県議 いま、普通校においても、ほとんどの方が高校に進学する時代に入ってきた。その傾向は、特別支援学校も同じで志願者の増加にどう応えてゆくのか。受け入れ体制を含め今後の進め方は。

（答弁）喫緊の課題である「酒田飽海地区における知的障がい教育機能の検討・整備」をはじめ、特別支援学校全体の再編・整備を考慮しながら、進路指導のあり方や定員数など、高等部入学者選考の改善等について、調査研究を行ってみたいと考えております。



皆様方からの県政に対するご意見をお待ちしております。